



# 島根県報

平成29年10月27日（金）

第2,950号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

保安林の指定の解除（2件）	（森 林 整 備 課）	2
保安林の指定施業要件の変更	（       "       ）	2
森林法第189条の規定による告示及び掲示	（       "       ）	3
小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可の申請期間	（水 産 課）	3
急傾斜地崩壊危険区域の指定	（砂 防 課）	3

### 【公 告】

公共測量の終了	（技 術 管 理 課）	3
---------	-------------	---

### 【正 誤】

平成29年4月25日付け島根県報第2,897号中	（森 林 整 備 課）	4
--------------------------	-------------	---

---

**告 示**

---

**島根県告示第570号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成29年10月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
浜田市弥栄町田野原830-29
  - 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養<sup>かん</sup>
  - 3 解除の理由  
道路用地とするため
- 

**島根県告示第571号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成29年10月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
浜田市弥栄町田野原830-30
  - 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養<sup>かん</sup>
  - 3 解除の理由  
指定理由の消滅
- 

**島根県告示第572号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成29年10月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。  
平成14年3月26日島根県告示第341号
  - 2 変更に係る指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
    - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)
-

## 島根県告示第573号

平成29年島根県告示第492号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を浜田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成29年10月27日

島根県知事 溝口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手
浜田市上府町イ2358	佐々木 英也

## 島根県告示第574号

島根県漁業調整規則（昭和40年島根県規則第53号）第8条第2項（第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、小型機船底びき網漁業（手繰第二種漁業（えびびき網漁業））の許可又は起業の認可の申請期間を、平成29年10月27日から平成29年11月2日までと定めたので、同規則第8条第3項（第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成29年10月27日

島根県知事 溝口 善兵衛

## 島根県告示第575号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成29年10月27日

島根県知事 溝口 善兵衛

- 1 区域の名称 上佐摩
- 2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から6号までを順次に結んだ線及び標柱1号と6号を結んだ線により囲まれた区域

所在及び地番	標柱番号
大田市大森町字三百水イ871番7	1号
〃 字三百水上ミ西向山イ1582番3	2号、3号及び6号
〃 字三百水イ871番1	4号
〃 字三百水イ871番14	5号

## 公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、平成29年10月16日に終了した旨雲南市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成29年10月27日

- 1 作業種類  
公共測量（数値撮影（デジタル）、写真地図作成）
- 2 作業期間  
平成29年5月13日から同年9月29日まで
- 3 作業地域  
雲南市全域

## 正 誤

平成29年4月25日付け島根県報第2,897号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
4	島根県告示第241号中	ア 主伐は、択伐による。	ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
	島根県告示第242号中	ア 主伐は、択伐による。 邑智郡邑南町下口羽（次の図に示す部分に限る。）	ア 主伐は、択伐による。